

安八町ふるさと就職奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本町の移住・定住人口の増加及び町内企業に優秀な人材を確保し地域経済の活性化に資するため、町内企業に就職する者に対し、予算の範囲内において交付する就職奨励金及び町内企業に就職した者が、町内の賃貸住宅を契約、居住する経費に対し、予算の範囲内において交付する家賃奨励金について、安八町補助金等交付規則（昭和58年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）住民登録

その所在地が住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に登録されること（外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって登録される場合に限る。）をいう。

（2）対象事業所

町内に主たる事業所若しくは勤務地を有する雇用保険適用事業所又は町長が認めたものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業等に該当するもの又は公序良俗に反する事業所を除く。

（3）学生等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校に就学している者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7に定める公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練を受ける者をいう。

（4）町内就職者

町外に住所を有したことがなく、町内に住民登録を有し、対象事業所に就職する者をいう。

（5）UIターン就職者

町外に住所を有した後、町内に住民登録をし、対象事業所に就職する者又は町内に住民登録をしたまま学生等として町外に居住した後、新たに町内に居住し、対象事業所に就職する者をいう。

（6）正規雇用

正規従業員として雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働契約を締結することをいう。

（7）配置転換

自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、職種、職務内容又は勤務場所が変更されることをいう。

(8) 出向

自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、他企業の事業所において、その企業の業務に従事することをいう。

(9) 後継者

対象事業所の事業を継ぐ者であって、1週間の所定就業時間が20時間以上のものをいう。

(1 0) 起業

町内において新たに事業を起こすことをいう。ただし、フランチャイズ店、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等に該当するもの又は公序良俗に反する事業は除く。

(1 1) 賃貸住宅

建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅等を除く。

(1 2) 家賃

賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、駐車場料金等を除く。

(1 3) 親族

3親等以内の親族をいう。

(1 4) 町税等

地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税をいう。

(就職奨励金交付対象者)

第3条 この要綱により就職奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 町内就職者又はU I ターン就職者で、令和6年4月1日以降に対象事業所に正規雇用された者又は後継者であって配置転換又は出向によるものでない者及び町内で起業する者

(2) 町外に主たる事業所を有する対象事業所に正規雇用された者にあつては、町内で勤務する者

(3) 町外に主たる事業所を有する対象事業所の後継者として従事する者にあつては、町内で勤務する者

(4) 対象事業所における正規雇用時の年齢、後継者として就業する時の年齢又は起業時の年齢が、満40歳以下の者

(5) 対象事業所に6ヵ月以上継続して正規雇用されている者、後継者として6ヵ月以上継続して従事している者又は起業して6ヵ月以上継続して事業を行っている者。

(6) 奨励金交付後も引き続き3年以上、町に定住する意思のある者。

(7) 公務員でない者。

(8) 町税等の滞納がない者。U I ターン就職者で本町への町税等の納付実績がない場合は、「町税等」を「前居住地における税金等」と読み替えるものとする。

(9) 居住する世帯員全員が安八町暴力団排除条例（平成24年安八町条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員

と密接な関係を有する者でないこと。

- (10) この要綱による交付を受けたことがない者
- 2 前項の規定にかかわらず、その他町長が認める者
- 3 同条第1項の規定にかかわらず、就職及び起業するに当たって、国又は県の補助金等の助成を受けている場合は、交付対象者とししない。

(家賃奨励金補助対象者)

第4条 この要綱により家賃奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 就職奨励金対象者
- (2) 就職奨励金対象者となった日から起算して2ヵ月を経過する日までに親族以外の者が経営する町内の賃貸住宅に居住している者
- (2) 就職奨励金対象者となった日から起算して6か月以上継続して家賃を支払い居住し、かつ6か月以上賃貸住宅に住民登録をしている者
- (3) 補助金又は他の公的制度による家賃補助等を受けていない者

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、安八町ふるさと就職奨励金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し
- (2) 対象事業所に正規雇用されていることを証する書類
- (3) 後継者として従事していることを証する書類
- (4) 起業をした者は、商業登記簿謄本の写し等、営業実態がわかる書類
- (5) 町税等に滞納がないことを証明する書類。UIターン就職者で本町への町税等の納付実績がない場合は、前居住地において町税等を完納していることが確認できる書類又は非課税であることが確認できる書類
- (6) 家賃奨励金を申請する者は、賃貸借契約書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容の審査及び町税等の滞納の有無を調査した後、予算の範囲内において奨励金の額を決定し、安八町ふるさと就職奨励金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(奨励金の交付等)

第8条 奨励金の交付は、前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者は、次の各号に定めるところにより交付請求をするものとする。

- (1) 就職奨励金の交付を受けようとする者は、正規雇用の日、後継者として就職した日又は起業の日以降から起算して6ヵ月を経過してから、速やかに安八町ふるさと就職奨励金交付請求書（様式第4号）に、対象事業所に正規雇用されていることを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (2) 家賃奨励金の交付を受けようとする者は、正規雇用の日、後継者として就職した日又は起業の日以降から起算して6ヵ月を経過した日又は賃貸借契約を締結してから起算して6ヵ月を経過した日のいずれか遅い日から30日以内に安八町ふるさと就職奨励金交付請求書（様式第4号）に、住民票の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該奨励金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類に偽り、その他不正があったとき。
- (2) 正当な事由がなく、第3条及び第4条の各号に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が取り消しが相当と認める事由があったとき。

2 町長は、奨励金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し安八町ふるさと就職奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還）

第10条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において奨励金がすでに交付されているときは、当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により奨励金の返還を命ずる場合は、安八町ふるさと就職奨励金返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

	奨励金の額
就職奨励金	1 0 0 , 0 0 0 円
家賃奨励金	1 0 0 , 0 0 0 円